

# 令和4年度 一関地区広域行政組合廃棄物処理懇話会

日時：令和5年2月9日

午後2時～4時（予定）

会場：一関清掃センター

リサイクルプラザ3階会議室

## 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 議 事

① エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の概要

② ごみの分別・出し方の方向性について

③ その他

4 そ の 他

5 閉 会

# エネルギー回収型一般廃棄物処理施設 及びマテリアルリサイクル推進施設 の整備について

一関地区広域行政組合



1

## 本日の説明内容



- (1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備の検討状況について
- (2) マテリアルリサイクル推進施設の検討状況について

2

## (1) エネルギー回収型一般廃棄物処理施設の検討状況



エネルギー回収型一般廃棄物処理施設整備基本計画を令和4年3月に策定以降、施設整備に必要な次の項目について検討しました。

- 付加的に導入する処理方式について
- 事業方式について
- 余熱活用策について

### ■ 付加的に導入する処理方式について

新処理施設の処理方式は、「**焼却方式**」としていますが、このほかに啓発を行うという観点から、焼却方式に加え、「**資源化率の高い処理方式**」を**付加的に導入**し、可燃物（燃やせるごみ）の一部が資源化する取組みを可視化することにより、資源循環型社会形成に向けた住民の意識醸成を図ることができないか検討したものです。

#### 検 討 結 果

資源化率の高い処理方式としては、実現性やコストなどの運用面から最も優位であるとして「**生ごみの堆肥化設備の設置**」としました。

新処理施設の建設に合わせて設置に向けて計画を進めることとし、具体的な規模や、堆肥化する生ごみの収集方法については今後検討します。

なお、この取組は啓発が目的であるため、**事業者などから排出された生ごみの一部を利用することを想定しており、設備については小規模になる見込みです。**

## ■ 余熱活用策について

新処理施設では、廃棄物を焼却した際に発生した熱を廃熱ボイラで回収し、蒸気タービンによる発電を行い施設の稼働などに利用することとしていますが、更に余った熱を活用できないか検討をしています。

### 発電量等試算例（整備基本計画 熱利用計画から）

（発電機容量が1,900KW、基準ごみを2炉運転で焼却する場合）

発電量：1,633 KW、熱量：23.2 GJ（50℃程度の温水）

余熱活用策については、一関市、平泉町の職員で構成する「余熱活用ワーキンググループ」において具体的な検討を進めてきました。

ワーキンググループからの提案内容について実現性を考慮したうえで次の2つについて検討を進めることとしました。

#### ●防災機能（避難スペースなど）

施設本体に取り入れることが可能であり、処理施設は災害時にも稼働できるため。

#### ●農林業利用（温室ハウスなど）

回収エネルギーを産業へ還元し、資源循環を図ることができるため。

（※農業利用のほか林業への活用を含めることとした。）

（具体策案の例：農業トレーニングハウス、振興作物栽培、木材チップ乾燥）

余熱活用の内容については、実際に使用できる熱量などを精査したうえで、今後、ご意見を伺いながら検討いたします。

この余熱活用の取組は、  
一関市の「一関市資源・エネルギー循環型まちづくりビジョン」  
平泉町の「平泉町地球温暖化対策実行計画」  
に合致したものです。



## (2) マテリアルリサイクル推進施設の検討状況



### ■ マテリアルリサイクル推進施設の整備

組合では、当初、新処理施設を先行して整備事業を進めており、資源物や不燃物、粗大ごみなどの処理を行うマテリアルリサイクル推進施設（以下「**新リサイクル施設**」という）については、当面、現施設で処理することとし、プラスチック資源循環法の状況に併せて新リサイクル施設の整備の検討することとしておりました。

令和4年4月にプラスチック資源循環法が施行されたことや、現施設の老朽化の課題を踏まえ、**新リサイクル施設については、新処理施設と併せて整備することとした**ものです。

### プラスチック資源循環法とは？

国内外におけるプラスチック使用製品の廃棄物をめぐる環境の変化に対応するため、プラスチック使用製品の合理化や市区町村による再商品化など、一層のプラスチックに係る資源循環の促進等を図ることが必要となっています。

このことから、令和3年6月に**プラスチック資源循環法**が制定され、令和4年4月1日から施行されております。

#### ★用語の意味

プラスチック製 容器包装	<b>主に容器包装に使用されるもの</b> (例: ボトル類、カップ類、トレイ類(食品用トレイ含む)、ふた類、ポリ袋・パック類・外装フィルム、緩衝材類、ネット類、発泡スチロール) ※現在も資源物として処理している。
プラスチック使用 製品廃棄物	<b>製品そのものがプラスチック製のもの</b> (例: プラスチック製のハンガー、洗面器など) ※現在は「燃やせないごみ」としている

## ■ 新リサイクル施設整備基本計画(案)の概要(作成中)

### 施設整備基本方針(案)

- ① **安定性に優れた安全な施設**
  - ・ 信頼性の高い技術や工法を取り入れ、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設
  - ・ 耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設
- ② **環境に配慮した施設**
  - ・ 環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設
  - ・ 廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設
- ③ **廃棄物を資源として活用できる施設**
  - ・ 廃棄物をエネルギー資源やリサイクル資源として活用できる施設
- ④ **災害に強い施設**
  - ・ 災害時でも稼働し、構成市町からの依頼により災害廃棄物を受けできる施設
- ⑤ **経済性に優れた施設**
  - ・ 建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れた施設

9

### 分別区分 (案)

新リサイクル施設稼働時のごみの分別区分を次のとおり検討しています。

現行			変更 (案)	
燃やすごみ			燃やすごみ	
燃やせないごみ			燃やせないごみ	
資源ごみ	びん	統合	びん	新規
	缶		缶	
	ペットボトル		ペットボトル	
	プラスチック製容器包装		プラスチック製容器包装 ・プラスチック使用製品	
	発砲スチロール 食品トレイ			
	紙類		紙類	
	小型家電		小型家電	
	古着	新規		
	(仮称) 危険・有害ごみ	新規		
粗大ごみ			粗大ごみ	

## 処理基本フロー（案）

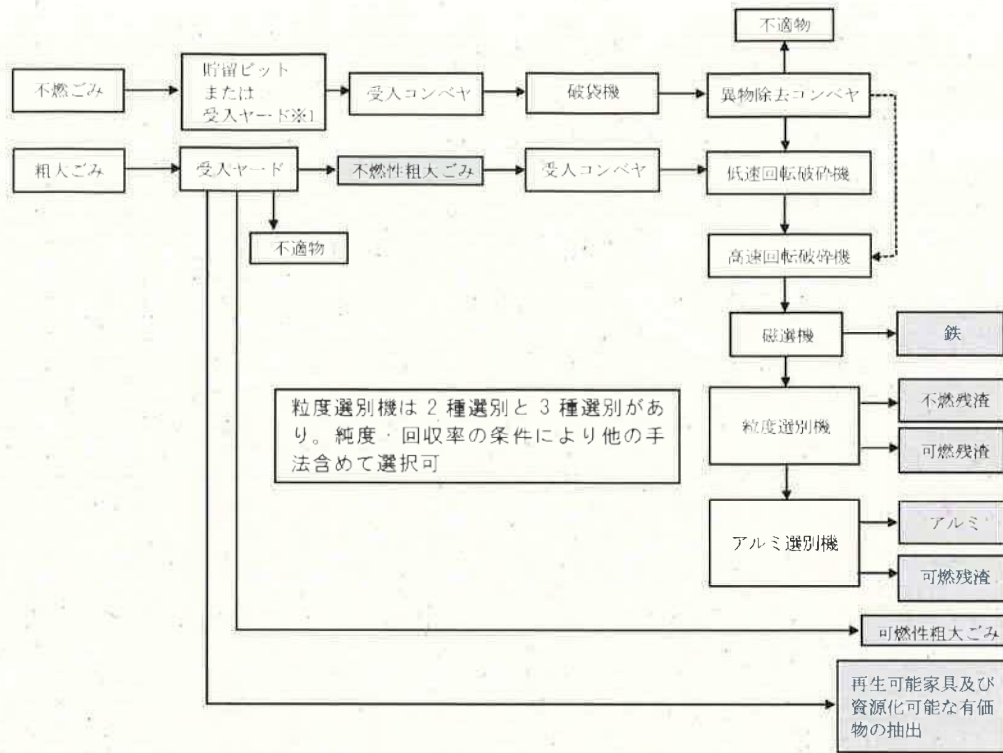


図 6-1 不燃ごみ・粗大ごみ処理基本フロー

## 処理基本フロー（案）

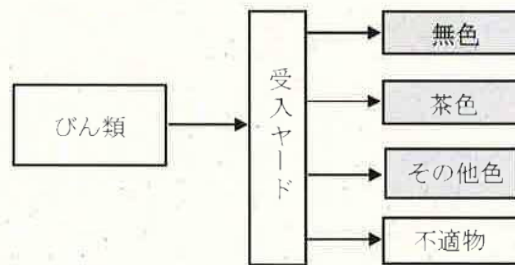


図 6-2 びん処理基本フロー

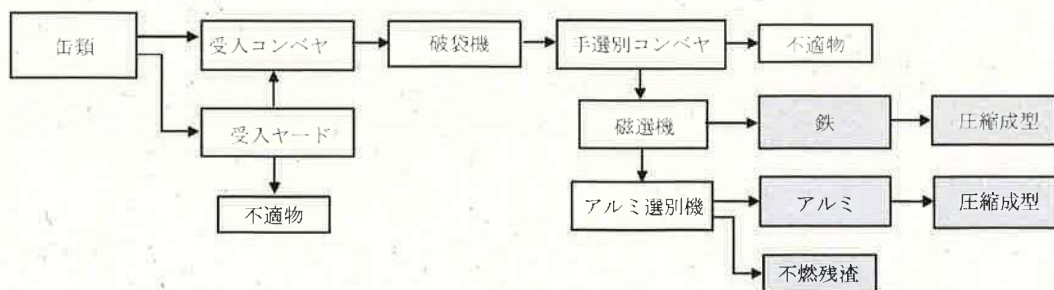


図 6-3 缶類処理基本フロー



## 処理基本フロー（案）

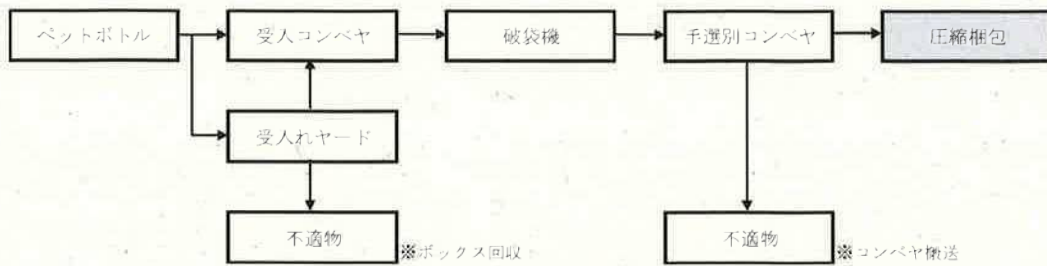


図 6-4 ペットボトル処理基本フロー

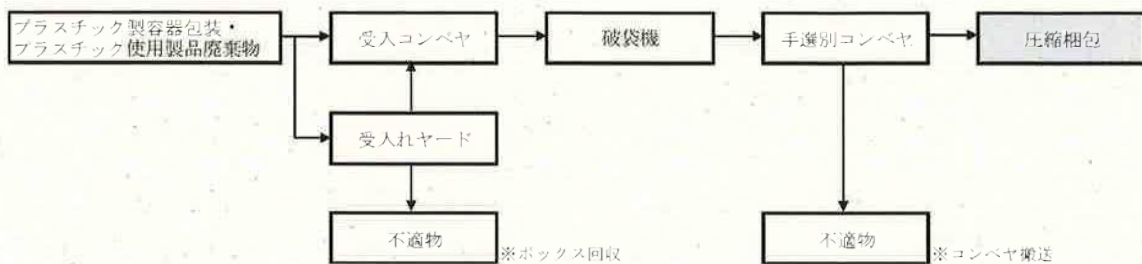


図 6-5 プラスチック製容器包装・プラスチック使用製品廃棄物処理基本フロー

13

## 処理基本フロー（案）

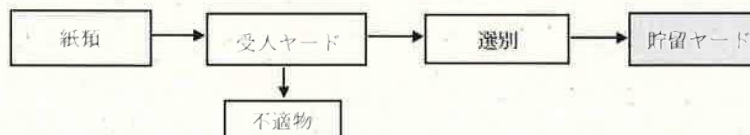


図 6-6 紙類処理基本フロー

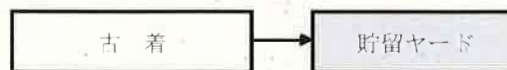


図 6-7 古着処理基本処理フロー

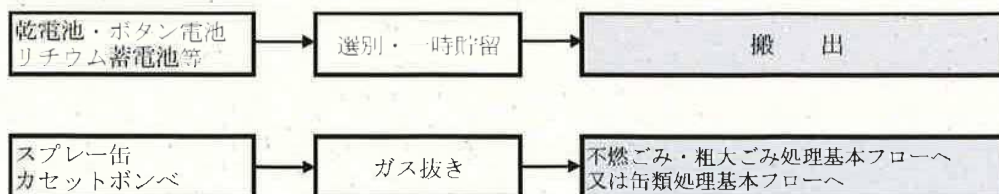


図 6-8 危険・有害ごみ処理基本フロー

14



## (4) 今後の予定



### ■新処理施設整備スケジュール変更の見込み

現在、整備基本計画の策定を進めている新リサイクル施設を新処理施設と同一敷地内に整備することとしていることから、新処理施設整備と新リサイクル施設整備との工程のすり合わせを図るため、関連事業の実施時期の見直しを行いました。

項目		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10
環境影響評価	当初	■	■	■					
	変更後		■	■	■				
用地測量 不動産鑑定	当初			■					
	変更後			■					
用地取得	当初			■					
	変更後			■					
事業者選定	当初		■	■	■				
	変更後		■	■	■	■			
実施設計 建設工事	当初				■	■	■	■	■
	変更後				■	■	■	■	■
試運転	当初							■	■
	変更後							■	■
供用開始	当初							★	★
	変更後							★	★

建設工事発注時期を変更することから、供用開始が1年程度ずれる見込み。  
 (令和9年度末 → 令和10年度末)

# ごみの分別・出し方の 方向性について

一関地区広域行政組合



17

## 分別区分の変更（案）

新リサイクル施設整備基本計画の策定において、次のとおり検討しています。

分別区分	現在との変更点	排出方法	排出場所	計画収集頻度	収集体制
燃やせないごみ	<ul style="list-style-type: none"><li>・プラスチック使用製品廃棄物はプラスチック製容器包装・プラスチック使用製品廃棄物へ</li><li>・「蛍光灯など」を新規に「（仮称）危険・有害ごみ」に分類</li></ul>	指定袋	指定された集積所	隔週	委託業者

18

分別区分		現在との変更点	排出方法	排出場所	計画収集頻度	収集体制	
資源ごみ	びん	なし	指定袋 (コンテナ回収を行う場合を除く)	指定された集積所	隔週	委託業者	
	缶	なし					
	ペットボトル	なし					
	プラスチック製容器包装 プラスチック使用製品廃棄物	・食品トレイをプラスチック製容器として、他の容器と合わせる ・プラスチック使用製品廃棄物を追加する。	ナ回	週1回			
	紙類	なし	紙ひも等	隔週			
	小型家電	検討中	検討中				
	古着	検討中(新規追加)	検討中				

19

分別区分	現在との変更点	排出方法	排出場所	計画収集頻度	収集体制
(仮称) 危険・有害ごみ	検討中(新規追加)	検討中			

内容(品目)、排出方法、排出場所、計画収集頻度、収集体制の案は、現在、構成市町とともに検討しています。

20



# エネルギー回収型一般廃棄物処理施設 整備基本計画概要版

## 基本計画策定の目的

一関地区広域行政組合（構成市町：一関市、平泉町）では、一関清掃センター（昭和56年3月竣工）と大東清掃センター（平成11年8月竣工）のごみ焼却施設で可燃ごみの適正処理を行っているが、設備・装置の老朽化が進行していることから、新たな施設の整備が必要である。

また、近年は、ごみ処理で発生する熱エネルギーを積極的に回収し、活用することによって温室効果ガス排出量を削減することも期待されている。

本計画は、新たにエネルギー回収型一般廃棄物処理施設（以下「新処理施設」という。）を整備するため、処理方式や施設規模、環境保全対策など基本的な事項について考え方をまとめたものである。

## 施設整備基本方針

次の5項目を新処理施設整備の基本方針とした。

### ① 安定性に優れた安全な施設

- 信頼性の高い技術や工法を取り入れ、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設
- 耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設

### ② 環境に配慮した施設

- 環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設
- 廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設

### ③ 廃棄物を資源として活用できる施設

- 廃棄物をエネルギー資源やリサイクル資源として活用できる施設

### ④ 災害に強い施設

- 災害時でも稼働し、災害廃棄物を受け入れられる施設

### ⑤ 経済性に優れた施設

- 建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れた施設

## 施設整備の基本的事項

### 1 処理対象ごみ

・可燃ごみ ・可燃粗大ごみ ・可燃残渣 ・し渣・汚泥 ・災害廃棄物

### 2 処理対象ごみの量

処理対象ごみ量は、令和9年度（稼働開始予定）に **26,324トン**（令和元年度31,319トンの84%）と推計した。

※ 推計は、ごみ排出量の実績から、今後のごみ減量化とリサイクルの取組みを考慮。

### 3 施設整備規模

施設規模は、**106トン/日**（53トン/24h×2炉） ※ 災害廃棄物8%を見込む。

## 4 建設候補地の概要

### (1) 位置及び面積

所在地：一関市弥栄字一ノ沢ほか 面積：約30,000 m<sup>2</sup>



### (2) 都市計画事項

指定なし（都市計画区域・用途地域・防火地域・高度地区・建ぺい率・容積率）

### (3) 敷地周辺のインフラ状況

電力：高圧（6.6kV）1回線受電  
 用水：プラント用水 → 井水又は上水、生活用水 → 上水  
 ガス：LPG  
 排水：プラント排水 → 場内で再利用  
 生活排水 → 合併処理浄化槽で処理後、河川放流  
 雨水排水 → 雨水調整池を設け、河川放流

### (4) 公害防止基準

排ガス：大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法に定める排出基準又は、自主基準値を設定。

表1 排ガスの自主基準値

項目	法規制値	自主基準値
ばいじん (g/m <sup>3</sup> )	0.08 以下	0.02 以下
硫黄酸化物 (K値) (m <sup>3</sup> /h)	17.5 以下 (5,000ppm程度)	30 ppm以下 —
窒素酸化物 (ppm)	250 以下	100 以下
塩化水素 (mg/m <sup>3</sup> ) (ppm)	700 以下 430 以下	81 以下 50 以下
ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> )	1 以下	0.1 以下
水銀 (μg-TEQ/m <sup>3</sup> )	30 以下	30 以下

（法規制値は、施設規模 2～4 t/h の施設に係る値）

排水：プラント排水は、循環再利用とし無放流とする。

騒音：騒音規制法に基づく規制対象区域外。

振動：振動規制法に基づく規制対象区域外。

悪臭：悪臭防止法に基づく規制対象区域外。

ばいじん：処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法による。

※ 環境影響評価の予測結果を踏まえ、対応を検討。



## 処理方式

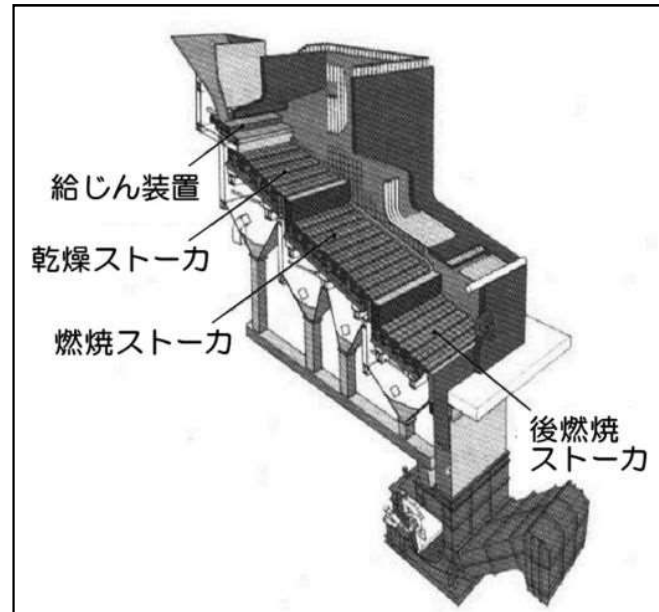
- 処理方式は、国内で導入実績があるすべての処理方式を比較評価して、「焼却方式」とした。
- 焼却炉の形式は、「ストーカ炉」とした。

## 環境保全計画

環境保全計画では、周辺環境への影響を最小限にするため、必要な対策を講じる。

- 排ガス処理方法
  - 基準値を遵守するため、ろ過式集じん器（バグフィルタ）や乾式塩化水素除去装置（消石灰）、活性炭噴霧を行う。
- 排水処理方法
  - ごみピット排水は、炉内噴霧などの高温酸化処理をする。
  - プラント排水や場内排水（生活排水、雨水排水を除く。）は、再利用する。
- 騒音対策
  - 著しい騒音が発生する機器類は、騒音の伝播を緩和させるため、隔壁、防音室を設けるなどして対策する。
- 振動対策
  - 著しい振動が発生する機器類は、振動の伝播を緩和させるため、緩衝材又は堅固な基礎を設けるなど、振動が施設全体に及ばないように対策する。
- 臭気対策
  - プラットホーム出入口扉には、エアカーテンを設けるなど、臭気が外部に漏れない構造とする。
  - ごみピット内を負圧に保ち、脱臭装置を設置するなど、臭気が外部に漏れない構造とする。
  - ごみピット内の空気は、燃焼用空気として活用する。
- 集じん灰処理方法
  - ばいじんに安定化薬剤と水を加え十分に混練りし、灰中の重金属の不溶化及び封じ込め効果により安定化させる。

図2 ストーカ式焼却炉の構造例



## 熱利用計画

ごみ焼却に伴い発生する熱を廃熱ボイラで回収し、蒸気タービンで発電することで得られた電気をを用いて施設の運転などに利用するとともに、場外への供給を行う。

エネルギー回収率は、18.0%以上とする。

発電量等試算例	
発電機容量が1,900 KW、基準ごみを2炉運転で焼却する場合	
発電量	1,633 KW
熱量	23.2 GJ

## 施設配置計画

施設配置は、次のとおり。

- 整備する施設
  - 工場棟、計量棟、管理棟、資材保管庫、車庫棟、駐車場、洗車場、災害廃棄物ストックヤード
- 場内車両の動線計画
  - 敷地内の車両は、原則として時計回りの一方通行とする。
  - 利用者の利便性や計量業務の効率化を図るため、登録車両搬入用と直接搬入車両用、搬出用とし計量機を複数基設置する。

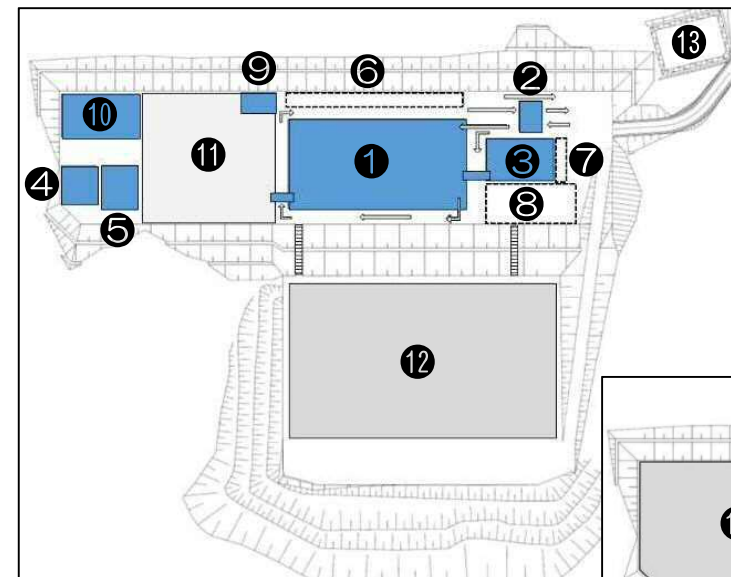
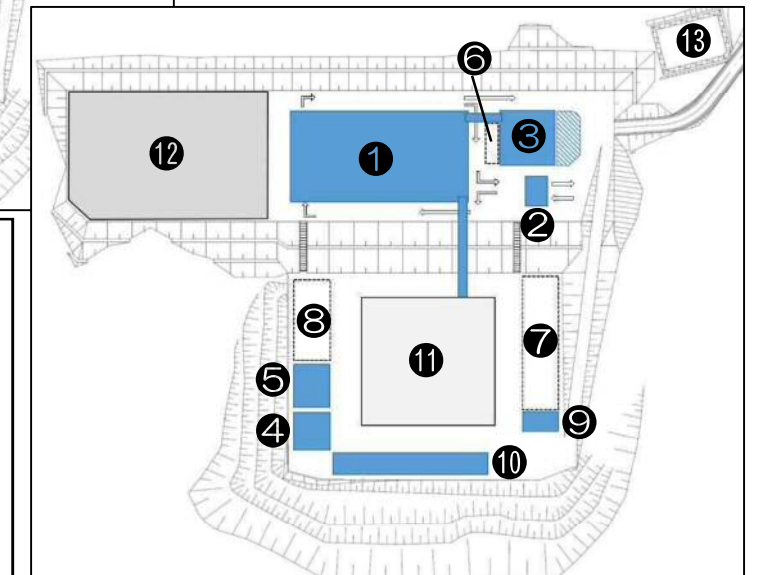


図3 施設配置（例）

※ 配置は、今後、プラントメーカーの提案などにより決定する。

左：下段に施設を配置した場合  
右：施設配置を上段と下段に分けた場合

- ① エネルギー回収型一般廃棄物処理施設
- ② 計量棟
- ③ 管理棟
- ④ 資材保管庫
- ⑤ 車庫棟
- ⑥～⑧ 駐車場
- ⑨ 洗車場
- ⑩ 資源物ストックヤード
- ⑪ リサイクル施設整備用エリア
- ⑫ 災害廃棄物ストックヤード
- ⑬ 防災調整池



## 事業スケジュール

新処理施設は、令和9年度中に稼働する計画。

表2 事業スケジュール

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
環境影響評価							
施設整備基本設計							
PFI導入可能性調査							
用地測量							
用地取得							
事業者選定							
実施設計・建設工事							
試運転							
施設稼働							★

## 概算事業費と財源計画

新処理施設の建設費は、同規模の整備実績などから次のとおり推定した。

**新処理施設建設費（推定）：9,794,000千円（消費税込み）**

※ 建設費は、施設本体及び関連施設を見込む。（図3の①～⑨）

※ 財源は、循環型社会形成推進交付金、地方債、一般財源を見込む。

一関地区広域行政組合 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
TEL: 0191-21-2111 FAX: 0191-31-3224  
<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>



# 一般廃棄物最終処分場整備基本計画概要版

## 基本計画策定の目的

一関地区広域行政組合（構成市町：一関市、平泉町）では、現在管理している最終処分場の舞川清掃センター、花泉清掃センター及び東山清掃センターの埋立容量が残り少なくなっていることから、新たな最終処分場の整備が必要である。

本計画は、新たな一般廃棄物最終処分場（以下「新最終処分場」という。）を整備するため、施設形式や施設規模、環境保全対策など基本的な事項について考え方をまとめたものである。

## 施設整備基本方針

次の4項目を新最終処分場整備基本方針とした。

### ① 安定性に優れた安全な施設

- 信頼性の高い技術や工法を取り入れ、施設の運営及び維持管理において安定性に優れた安全な施設
- 耐久性に優れ、廃棄物を長期間にわたり安定的に処理できる施設

### ② 環境に配慮した施設

- 環境負荷の低減と施設周辺の生活環境の保全に配慮した施設
- 廃棄物の処理や環境保全の啓発・学習にも活用できる施設

### ③ 災害に強い施設

- 災害時でも稼働し、災害廃棄物も受け入れられる施設

### ④ 経済性に優れた施設

- 建設から維持管理までの費用対効果の面で経済性に優れた施設

## 施設整備の基本的事項

### 1 埋立対象物

- 焼却残渣
- 不燃残渣
- 不燃物

### 2 埋立期間及び埋立規模

全体埋立期間	25年	施設全体規模	126,800 m <sup>3</sup>
(内訳)			
第1期 埋立期間	15年	埋立規模	80,600 m <sup>3</sup>
第2期 埋立期間	10年	埋立規模	46,200 m <sup>3</sup>

### 3 建設候補地の位置

所在地 一関市千厩町千厩字北ノ沢ほか



### 4 施設形式

施設形式は、国内で導入実績がある「オープン型」と「クローズド型」の利点と課題を整理し、比較検討により「オープン型」とした。

- ※ 「オープン型」は、屋外開放型で屋根などがない形式。
- ※ 「クローズド型」は、屋外閉鎖型で埋立地を屋根などで覆う形式。

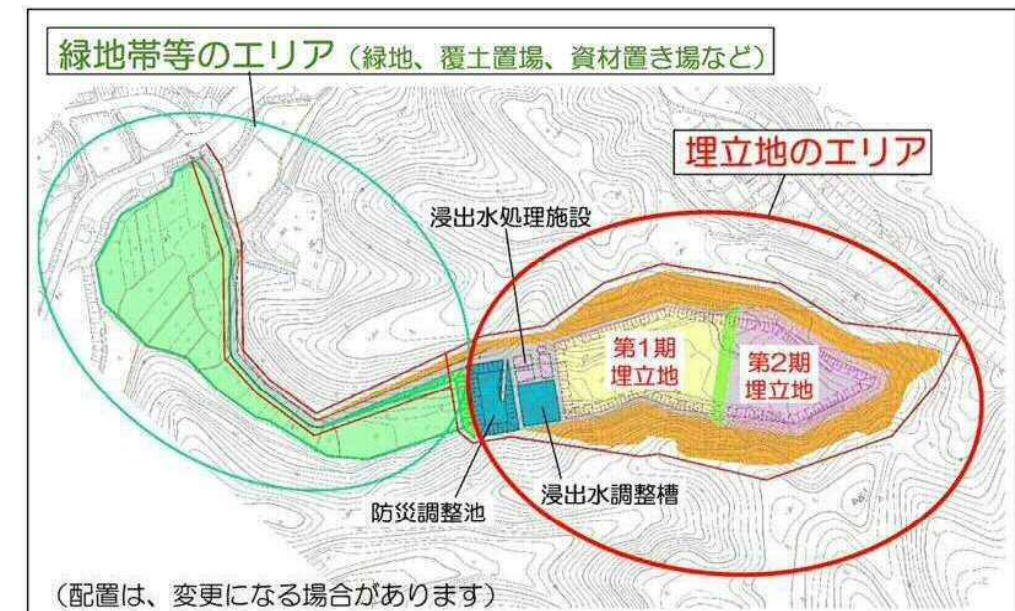


## 施設計画

### 1 施設配置計画

- 整備する施設は、埋立地のほか、管理棟・計量棟、浸出水処理施設、浸出水調整槽、搬入路、防災調整池、緩衝緑地など。 ※ 浸出水は、埋立地に流入した雨などが埋立層を通して浸み出した水。
- 埋立地は、第1期埋立地及び第2期埋立地の全体で126,800 m<sup>3</sup>の埋立容量を確保するものとして、安全性や動線効率、埋立作業性、経済性などを総合的に勘案して計画する。

図1 施設配置の例





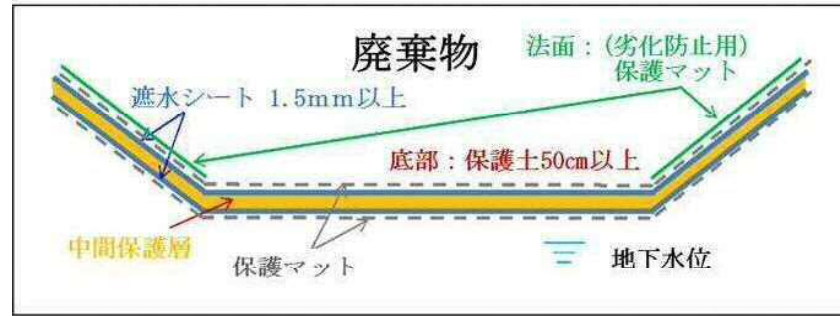
2 貯留構造物計画

貯留構造物は、建設候補地が沢地形であることから、埋立地のエリアの北西側に堰堤（堰き止めタイプ）を配置して締め切ることにより廃棄物を貯留する。

3 遮水工計画

浸出水の流出防止を目的として、十分な強度、耐久性、確実な施工性、容易に破損しない「二重遮水シート」による遮水構造を採用。

図2 遮水構造の例



遮水シート写真



4 漏水検知システム

漏水検知システムは、万が一の遮水シートの破損に備え、常に漏水の有無をモニタリングするシステムであり、漏水箇所の特定精度が高い「電気式検知法」の採用を検討する。

5 浸出水処理施設と浸出水調整槽の規模

浸出水処理施設と浸出水調整槽の規模を設定するにあたり、

- 埋立地に雨水などの内部貯留が生じないこと。
- 過去30年間の降水量データなどを基に、水収支計算を行い、合理的な規模関係が得られるところで設定。

- 浸出水処理施設の規模 120 m<sup>3</sup>/日
- 浸出水調整槽の規模 3,329 m<sup>3</sup>以上

（最終的な規模は、基本設計において決定する。）

※ 浸出水処理施設は、埋立地からの浸出水の放流先の公共水域や地下水を汚染しないよう安全な水質に処理するための施設。

※ 浸出水調整槽は、埋立地からの浸出水を浸出水処理施設に定量的に送るために、浸出水を一旦溜めておく水槽。

6 計画放流水質

計画放流水質は、より安全・安心な施設とするため、技術的に可能であり合理的な範囲で法定の基準よりも厳しい独自の基準としている。

表1 計画放流水質

項目	計画放流水質
水素イオン濃度 (pH)	6.5~8.5
生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	10 以下
化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	10 以下
浮遊物質 (SS) (mg/L)	10 以下
大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	3,000 以下
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)	10 以下
その他項目	基準省令以下

環境保全計画

環境保全計画では、周辺環境への影響を最小限にするため、必要な対策を講じる。

1 水質汚濁防止対策

- 水質管理は、現在の施設と同様に日常監視を行い、計画放流水質、基準省令に定められた水質検査（1回/月以上：pH、BOD、COD、SS、1回/年以上：排水基準に係る項目）を実施する。

2 騒音・振動対策

- 建設候補地は規制対象区域外であるが、生活環境影響調査の結果を踏まえ、対応を検討する。
- 浸出水処理施設の機械室は、防音材による対策を、使用重機は低騒音型を採用する。

3 臭気対策

- 臭気は、近年、有機物の埋立処分を行わなくなったことにより、問題が発生する事例は少ない。
- 即日覆土を励行して対策する。

4 飛散防止対策

- 近年、飛散しやすいビニール、プラスチック類をそのまま埋立てることがなくなり、問題が発生する事例は少ない。
- 埋立地の周辺にネットフェンスを設けるなどして対策する。

事業スケジュール

新最終処分場は、令和8年度中に供用開始する計画。

表2 事業スケジュール

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地形測量	■					
地質調査	■					
基本設計		■	■			
用地測量			■			
用地取得			■			
生活環境影響調査		■	■	■		
実施設計			■	■		
建設工事				■	■	■
供用開始						★

概算事業費と財源計画

新最終処分場建設費（第1期）は、同規模の整備実績などから次のとおり推定した。

**新最終処分場建設費（第1期・推定）：3,697,000千円（消費税込み）**

※ 建設費は、埋立地本体及び関連施設を見込む。

※ 財源は、循環型社会形成推進交付金、地方債、一般財源を見込む。

一関地区広域行政組合 〒021-8501 岩手県一関市竹山町7番2号  
 TEL：0191-21-2111 FAX：0191-31-3224  
<https://www.city.ichinoseki.iwate.jp/kouiki-gyousei/>

## 一般廃棄物（し尿・浄化槽汚泥）処理料金の改定について

令和5年5月1日から、一関地区広域行政組合管内のし尿・浄化槽汚泥の収集運搬業者が、利用者から徴収するし尿及び浄化槽汚泥の処理料金について、200リットルまでの最低料金を現行の1,540円(税込)から1,940円(税込)へ、200リットルを超える場合、10リットルあたり現行の77円(税込)から97円(税込)、26%増の値上げとする改定を行おうとするものです。

現在、組合管内におけるし尿・浄化槽汚泥の汲み取りは、管内のし尿収集業者8社による許可収集としており、今回の改定は、組合管内のし尿収集業者で組織する一関地方環境衛生協議会から諸経費及び人件費の増嵩を理由に改定申請があり、組合において処理原価計算により処理料金を算定した上で改定額を勧告するものです。

区分	現在	改定案
200リットルまで	税込1,540円	税込1,940円
200リットルを超える場合	10リットルにつき 税込77円	10リットルにつき 税込97円
現行料金からの上昇率		26%

県内自治体で当組合と同様に許可業者収集としている自治体においても、諸経費及び人件費の増嵩を理由に、盛岡市においては令和4年10月1日以降令和6年4月1日にかけて段階的に料金を値上げする改定を実施し、奥州市では令和5年4月1日より現在の10リットルあたり83円から99円への値上げを決定しております。

自治体名	現在の料金区分/最低料金/超過料金	今後の改定時期/最低料金/超過料金
盛岡市	地域別料金3区分(最終改定:令和4年10月1日) ※玉山地域を除く 最低料金:180リットルまで1,960円~2,356円 超過料金:10リットルにつき108.9円~130.9円	次回改定:令和5年4月1日 最低料金:180リットルまで2,197円~2,593円 超過料金:10リットルにつき122.1円~144.1円
		次々回改定:令和6年4月1日 最低料金:180リットルまで2,415円~2,811円 超過料金:10リットルにつき134.2円~156.2円
奥州市	市内統一料金(最終改定:令和元年10月1日) 最低料金:200リットルまで1,660円 超過料金:10リットルにつき83円	次回改定:令和5年4月1日 最低料金:200リットルまで1,980円 超過料金:10リットルにつき99円
一関地区広域行政組合	管内統一料金(最終改定:令和元年10月1日) 最低料金:200リットルまで1,540円 超過料金:10リットルにつき77円	次回改定:令和5年5月1日 最低料金:200リットルまで1,940円 超過料金:10リットルにつき97円